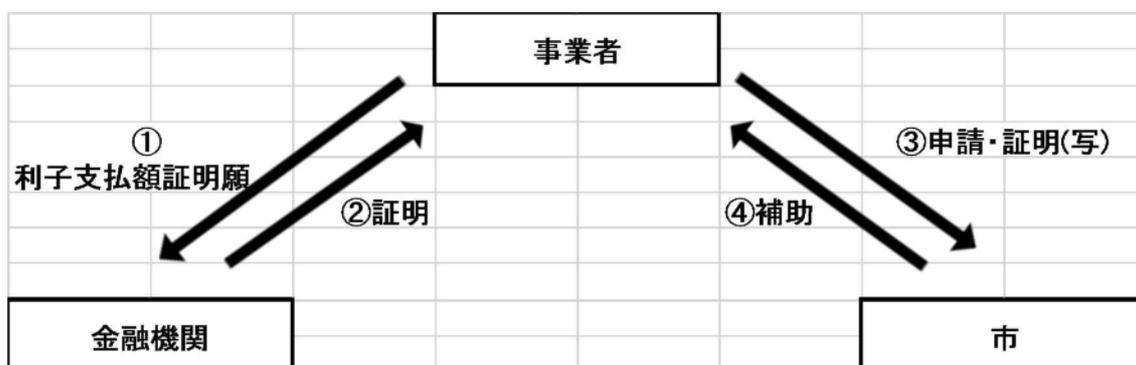


利子補助及び保証料補助の概要

	利子補助金	保証料補助金
対象者	両補助金の対象者は以下のいずれにも該当する者 ア：申込日から引き続き市内に主たる事務所を有し、かつ、同一の事業を営んでいた者（市外居住者は、地方税法の規定に基づく均等割額が課されている者） イ：市税に滞納がない者 ウ：暴力団、暴力団員、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者又は暴力団員が役員となっている法人その他の団体のいずれにも該当しない者	
	当該融資に係る利子を支払った者	当該融資を全額返済し、かつ、当該融資に係る保証料を完納した者
補助金額	当該融資に対する借入金の利子として支払った額（※1）	当該融資に係る保証料として福岡県信用保証協会に対して支払った額（※2）
申請期間	1年分の利子を支払った日又は当該融資の完済日から1年以内	当該融資の完済日から1年以内

（※1）・融資の申込日から継続して市内に主たる事務所を有し、かつ同一の事業を営んでいた期間に支払った利子に限ります。

【利子補助の流れ】



（※2）・還付金がある場合は、その還付金を差し引いた額となります。

【保証料補助の流れ】

